

## 平成20年度第2回京都市自転車等駐車対策協議会 摘録

- 1 日時 平成20年12月15日(月) 午前10時から正午
- 2 場所 右京区役所第1大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 内容

### (1) 開会あいさつ

#### 【事務局】

ただ今から、平成20年度第2回京都市自転車等駐車対策協議会を開催する。

委員の皆様には、大変忙しい中にもかかわらず、本日の協議会に出席いただいたことに加え、前回の協議会では、非常に熱心な審議をいただいたことに御礼を申し上げます。

また、当初8月と伝えていた本協議会の開催について、事情により延期させていただき、御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

本日も活発な議論をお願いします。

### (2) 協議会公開の確認、委員紹介、資料確認

#### 【事務局】

確認等

### (3) 会長代理の指名

#### 【事務局】

北村会長は、前回の協議会の後、体調を崩されて、本日は欠席である。

この状況の中、北村会長と相談し、専門的・中立的な立場から意見をいただける「学識経験者」の委員を、現行の1名から2名に変更し、会長がやむを得ない事由で欠席する場合には、会長代理として協議会運営を担っていただいてはどうかという結論に至り、塚口先生を新たな学識経験者委員として推薦いただいた。

本日は、北村会長から塚口委員を会長代理に指名するという連絡があったので、塚口委員に会長代理として、議事進行をお願いしたい。

### (4) 会長代理あいさつ

#### 【事務局】

それでは、塚口会長代理から一言、挨拶をいただく。

#### 【塚口会長代理】

就任経過は、事務局から説明のあったとおりであるが、取りまとめをしていくとのことで、いささか緊張している。

自転車問題というと、2つに大きく分かれると思う。一つは駐輪の基盤整備であり、一つは走行空間の整備である。

自転車問題は1975年前後から取り上げられているが、駐輪問題に先に手をつけ、全国的に見れば、いよいよ走行空間への対応を考えなければならない状況になってきた。都心部のようなところでは、解決困難な状態が残っており、京都市もその典型である。行政のみならず、地元、自転車ユーザーの協力のもと、どこで折り合いを付けるかというところに着地点を見出すことになると思う。

本日は、事務局から答申案が示され、審議いただくと聞き及んでいるが、今まで同様、建設的な御意見をいただき、答申がまとまるようよろしくお願いいたします。

#### (5) 定足数

##### 【塚口会長代理】

それでは、定足数の確認について、お願いします。

##### 【事務局】

本協議会の委員数33名のうち、現時点で26名の出席があり、委員の過半数を超えることから、「京都市自転車等放置防止条例施行細則」第13条第3項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立することを確認する。

#### (6) 報告：他都市出張調査結果報告について

##### 【塚口会長代理】

報告をお願いします。

##### 【事務局】

資料説明

#### (7) 報告：パブリックコメント実施結果報告について

##### 【塚口会長代理】

報告をお願いします。

##### 【事務局】

資料説明

#### (8) 議題：自転車駐車場付置義務の見直し（強化）に係る答申について

##### 【塚口会長代理】

資料の説明をお願いします。

##### 【事務局】

資料説明

##### 【塚口会長代理】

それぞれの立場で発言をお願いしたいと思うが、まず、この見直しが直接影響すると思われる京都商店連盟様、意見等があればお願いしたい。

##### 【石野氏（京都商店連盟）】

誰もが乗れ、環境にやさしい自転車であるが、自転車が放置されることにより道路が狭くなり、高齢者や子ども、ハンディのある者に対し、凶器にもなる。まずは、乗る人のマナーの欠如で、大変な問題になっていると思う。

「歩いて楽しいまち」をつくるには、「安心・安全なまち」、「人に優しいまち」でなければならない。その中で、まちに利便性があるのか、まちに安らぎがあるのか、まちに夢があるのか、ということがあり、そのような条件が整って、「歩いて楽しいまち」ができるのだろうと私は思う。そういう意味において、付置義務を強化し放置自転車をなくすのは賛成である。まちづくりは、行政だけではできない。商店街・民間企業等、色々な人が一緒にならないとまちづくりはできない。商店連盟の中には、付置義務の強化に色々な意見もある。売り場面積が減る、作る場所がない、等から緩和してほしいという声を重々聞いているが、1業種、1団体だけを緩和すると、他の業種との整合性がとれない。自分の店のお客のために駐輪場を設けるといって

付置義務の強化は賛成で、是非とも早く実施していただきたい。

**【塚口会長代理】**

他の委員から何かあるか。

**【長島委員（京都市肢体障害者協会）】**

車椅子でしか歩けない者にとっては、放置自転車に悩まされている。海外でも歩道に駐輪されている事例もあるが、日本とは歩道の幅も違う。歩道の狭い日本で、店舗前等に駐輪されると非常に邪魔である。歩道も広げてほしい。

**【織田委員（京都百貨店協会）】**

隔地駐輪場の離隔距離の拡大については、方向的にやむを得ないと思うが、現実の話として、駐輪場が屋上に作られる等、利用されない駐輪場ができています。

「やむを得ない場合、150m～250m」とされているが、「やむを得ない場合」とは、どういう場合か。かたくなに条例を守らせると、利用されない駐輪場ができることも考えられる。施設設置者と行政がお互いに不幸な事、無駄な事とならないように、今後の対応方法を検討していただきたい。

**【事務局】**

想定では、都心部地域を前提とし、個別相談に応じていきたいと考えています。

例えば、建物裏側等に駐輪場を設けることはできるが、間口が狭くそこまでの通路が確保できない場合、隣接との関係で建物構造上、設置が困難な場合等が考えられる。

**【塚口会長代理】**

今後、「やむを得ない場合」の検討を、引き続きお願いする。

**【前田委員（京阪電気鉄道株式会社）】**

確認だが、付置義務駐輪場は無料でも有料でも構わないのか。誤解を受けている者もいるので、分かるようにしてほしい。

**【事務局】**

どちらでも構わない。分かるようにしたい。

**【長谷川委員（京のアジェンダ 21 フォーラム）】**

駐輪場の運営時間のルールはあるのか。

**【事務局】**

店舗の空いている時間は必ず開けていただく。その他の時間帯は、できる範囲で協力いただきたい。

**【大賀委員（京都市PTA連絡協議会）】**

私は下京区の中学校でPTAをしている。京都市唯一で自転車通学が認められている中学校であるので、自転車を使って活動する時間が多い。先ほど、石野委員から指摘のあったように、自転車を放置しないよう、学校・保護者を通して、児童に啓発していきたい。

子どもが使う施設には、駐輪場の設置を義務付けることが望ましいと思う。

**【塚口会長代理】**

交通に関する教育は、どちらかというと、交通安全に特化している。交通行動に関する教育も充実していただければと思う。

**【石野委員（京都商店連盟）】**

マナーに関して、参考までに紹介する。

寺町六角に「ろっくんプラザ」という駐輪場を設置している。駐輪場を設置したのは、設置前に1日130～150台の放置自転車があり、緊急自動車も通行できない状況であった。また、修学旅行生が放置自転車を倒してウインドウを破損し、修学旅行生が弁償するという事案もあ

た。それらの解消のため、駐輪場を設置した。しかし、1箇月間に、機械へのいたずらが60回ある。1日4回不正利用の調査をするとロックが掛からないよう直前に止めた台数が204台、機械と機械の間に駐輪されているのが230台あった。不正があるため、お金を払ってでも停めたい者が、預けられない状況である。いくら施設整備をしても、使う者のマナーが悪ければ、どうにもならない。是非ともマナーの啓発をしてほしい。

【塚口会長代理】

他に意見がなければ、結論を出していきたい。

事務局からの提案について、付帯意見の3項目も含めて、原案どおり、了承ということで良いか。

【委員一同】

特に意見なし。

【塚口会長代理】

では、原案どおり、了承とさせていただきます。

### (9) 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設に係る答申について

【塚口会長代理】

資料の説明をお願いする。

【事務局】

資料説明

【塚口会長代理】

意見をお願いする。

【石野委員（京都商店連盟）】

助成返還は他都市でもあるのか。設けた理由を教えてください。

【事務局】

足立区では5年間の返還規定がある。

公金を一事業者に助成した場合、継続して事業を実施していただくことが市民の理解を得られると考え、規定を設けたいと考えた。

【石野委員（京都商店連盟）】

せっかくできた駐輪場がなくなるのが惜しい。どうにか駐輪場として続けられるよう、京都市がフォローするなり、共同で進めるなりしてほしい。助成金が不適正に使用された場合に返還させるのなら分かるが、一生懸命経営し、赤字を出して辞める時、更に助成金を返還させるのは厳しい。再考してほしい。賛成できない。

民間の小さな駐輪場を分散型で設置していくという考えは理解できる。行政としても大きな駐輪場を作り、一生懸命、取り組んでいるという姿勢が大切で、できない部分は民間の力を借りたいので助成する、というのが基本でないか。

【事務局】

今後、引き続き細部を詰めていくが、例えば、破産をした場合等は考える余地はあるが、駐輪場ビジネスが儲からないから駐輪場ビジネスに変更するといった場合など、経営判断で事業を辞める場合は返還願いたいと思う。破綻した場合等の対応は、再度検討する。

【塚口会長代理】

「返還を求めることができる」は一律に返還を求めるということではない、求めるケースは今後、詳細を詰めていく、という理解でいいか。

【事務局】

そのとおり。

【石野委員（京都商店連盟）】

民間事業者にも、一緒にやっていく、というやる気を出させないといけない。

料金体系も再考してほしい。1日1回150円では成り立たない。

【山崎副市長】

料金体系の在り方については、来年度の自転車総合計画策定に当たって、今後十分に検討していきたい。

助成金については、民間事業者のやる気を促進するという意味合いで創設する。これで100%やる気を引き出せる内容とは、正直考えていない。これが第一歩である。返還規定については、会長代理指摘のとおり、詳細は今後詰めていきたい。基本は、やる気を引き出す制度である。市長がよく口にする「共汗」の精神で、皆さんと共に汗をするスタイルを制度化したものである。

【塚口会長代理】

駐輪場ビジネスが確立していないというのが課題であり、助成金制度の創設とともに、駐輪場経営のビジネスモデルを皆さんの知恵を出して、提案してほしい。ビジネスモデルが確立すればうまく回っていくのではないか。ビジネスモデルを確立するための一助が、この助成制度ではないかと思う。

【末永委員（コンシューマーズ京都）】

他都市比較から金額の設定は問題ないと思う。

しかし、根本の話になるが、京都市では鉄道交通の発達那不十分でバス交通が発達している。鉄道事業者を助成対象者から除いて成り立つのだろうか。

【事務局】

鉄道事業者は、自転車法において積極的に協力する義務があることから、助成に頼ることなく、自ら積極的に整備していただくという趣旨である。

【前田委員（京阪電気鉄道株式会社）】

都心部の四条に設置した場合、駅利用者だけが利用しているのではない。単純な駐輪場経営の場合は、ケースバイケースにしてほしい。

【事務局】

営業範囲以外の駅で、鉄道事業者が駐輪場を設置した場合などは助成対象とする。ケースバイケースで対応したい。

【塚口会長代理】

「鉄道事業者を除く」という規定を乗せる場合、削除する場合、それぞれに問題がある。原則案ということで良いのではないか。

駐輪場の設置は、原則、原因者負担である。それぞれの発生施設が負担するのが理想である。小さな施設が寄り集まると大きな駐輪需要になり、付置義務だけでは対応できない。そこを補完するのが助成制度と思う。

【長谷川委員（京のアジェンダ21フォーラム）】

経営者が経営を継承した場合、鉄道事業者の子会社が設置した場合、等、答申の範囲とは別に、制度設計について細部の調整がいると思う。

【塚口会長代理】

他に意見がなければ、結論を出していきたい。

細部は詰める点があると思うが、基本的な方向として答申として原案どおり、了承ということで良いか。

**【委員一同】**

特に意見なし。

**【塚口会長代理】**

では、原案どおり、了承とさせていただく。  
ただ今の意見を含めて、答申を確定させてほしい。

**(10) 山崎副市長あいさつ**

**【山崎副市長】**

委員の皆様には、長時間にわたり、活発な御議論をいただき、御礼申し上げます。

塚口委員におかれては、急なお願いにもかかわらず、委員への就任、また会長代理をお引き受けいただき、御厚意に感謝申し上げます。今後とも、本市市政運営に御協力をよろしくお願ひしたい。

また、今回の付置義務の見直しについては、商業関係の委員の方々の今後の商業活動に少なからぬ影響が想定されるにもかかわらず、大所高所の観点から見直しに賛成をいただいた。こうした英断に対して、敬意を表するとともに、京都市を代表して御礼申し上げたい。

今回の「付置義務の強化」と「助成金制度の創設」は、本市の今後の自転車政策において非常に重要な意味を持つ取組であり、本日、取りまとめいただいた答申が、その方向性を指し示すものとなる。

後日いただく答申をもとに、速やかな運用が図れるよう条例改正及び内部調整を図っていくが、今後とも皆様のお知恵をお借りする中で適宜改善を図り、より良い制度の構築に努めて参りたい。

なお、平成22年度からの新たな「自転車総合計画」の策定に向け、来年度早々には新たな御審議をお願いすることとなる。今回の諮問に対する審議の終了後、今後とも、大所高所の観点から活発な御審議を賜るようお願い申し上げ、簡単ながら、私の挨拶とさせていただく。

本日は、本当にありがとうございます。

**(11) 答申の提出等今後のスケジュール**

**【事務局】**

皆様、長時間にわたる熱心な御討議、誠にありがとうございます。

今後の予定は、本日いただきました御意見等を踏まえ、事務局として、北村会長、また、塚口会長代理の指示を仰ぎながら、答申の確定作業に入りたい。

本日の審議の結果、細部の詰めは行いますが、大きな修正はなかったので、完成した答申を、できるだけ早期に市長に提出いただく段取りで進めさせていただきたい。委員の皆様には、その際に答申の写しを送付させていただきたい。

ここで御提案であるが、前回の協議会では、この答申の市長への提出を、第3回協議会の位置付けで実施したい旨を説明していたが、委員の皆様には、日々、御多忙のことと思うので、当日は会長若しくは会長代理に御出席いただき、市長への答申の提出及び懇談をいただく形を取らせていただきたいと思いますと考えている。いかがでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし。

**【塚口会長代理】**

できるだけ早く提出できるよう北村会長を含めて調整させていただく。

## (12) 閉会あいさつ

### 【塚口会長代理】

皆様におかれては、長時間にわたり御議論をいただき、ありがとう。

昨年、市長から諮問がありました、付置義務及び助成金制度の答申作成は、いよいよ大詰めを迎えているが、答申書については、委員の皆様を代表して、会長若しくは会長代理から市長へと早期に提出できるよう、私もサポートしたい。今後とも、よろしく願います。

また、今後の協議会の活動として、「京都市自転車総合計画」の改訂について、審議を行っていくとのことである。

現在の委員の任期は来年4月19日までとなっているが、基本的な委員構成に変更はないので、委員の皆様方におかれては、引き続き、京都市の総合的な自転車政策の推進に向けて、活発な御議論をいただくことをお願いして、本日の協議会を閉会とさせていただきます。

皆様、大変お疲れ様でした。

## 出席者一覧

氏名	役職等	欠席・代理出席者
北村 隆一	京都大学大学院 教授	欠席
塚口 博司	立命館大学 教授	
石野 猛	京都商店連盟 常任理事	
織田 厚	京都百貨店協会 事務局長	
古川 孝助	京都府自転車軽自動車商協同組合 理事長	
北富 洋二	京都商工会議所 理事 産業振興部長	代理出席 産業振興部まちづくり推進担当課長 荻野 達也
伊豆田 富美子	京都市地域女性連合会 常任委員	
大賀 洋子	京都市PTA連絡協議会 常任理事	
秋田 和子	京都市老人クラブ連合会 女性副委員長	
長島 伊津子	京都市肢体障害者協会 広報委員	
中田 壽子	京都市視覚障害者協会 理事	
井原 秀隆	京都サイクリング協会 理事長	
末永 敬子	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事	
長谷川 吉典	京のアジェンダ21フォーラム事務局 コーディネーター	
丸毛 静雄	京都新聞社 論説委員長	欠席
見坂 茂範	国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所長	代理出席 管理第一課長 河野 健次
廣瀬 佳蔵	京都府府民生活部 安心・安全まちづくり推進課長	欠席
三木 和幸	京都府警察本部 交通部長	代理出席 交通部駐車対策課次席 山崎 正三
山西 弘剛	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部 都市交通計画部調査役	



丹司 透	叡山電鉄株式会社 常務取締役総務部長	
岡本 光司	京福電気鉄道株式会社 鉄道部長	欠席
前田 勝	京阪電気鉄道株式会社 鉄道企画部課長	
春名 幸一	西日本旅客鉄道株式会社京都支社 企画課長	代理出席 企画課 上出 和幹
田中 健介	東海旅客鉄道株式会社新幹線京都駅 総務科長	欠席
槇山 雅史	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 企画統括部計画部長	欠席
大西 諒	市民公募委員	
鈴木 晴奈	市民公募委員	欠席
葛西 宗久	京都市 交通局長	
高桑 三男	京都市 教育長	代理出席 教育次長 生田 義久
水田 雅博	京都市 交通政策監	
山岸 吉和	京都市 文化市民局長	欠席
森井 保光	京都市 産業観光局長	代理出席 商工部 商業振興課長 高見 孝幸
里見 晋	京都市 都市計画局長	
山崎 糸治	京都市 建設局長	代理出席 土木管理部長 奥村 治男